平成２３年（フ）第１４９号
埼玉県入間郡毛呂山町大字市場161番地、開始決定時の住所岩手県北上市芳町９番25号
破産者　加藤　　勇
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第１０２号
仙台市若林区南材木町62番地の３　コーポしょうわ201、開始決定時の住所宮城県栗原市築館字留場中田206番地
破産者　門傳　直臣
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２５年（フ）第２００号
山口県下関市長府満珠町40番21号、破産手続開始時の住所山口県下関市新垢田北町６番８号
破産者　永見　　捷
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所下関支部破産係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第４３２号
山梨県山梨市牧丘町杣口1367番地
破産者　雨宮　　喬
1　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
2　一般調査期日　平成26年12月12日午後３時30分
平成26年10月10日
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１８０１号
名古屋市中川区中野新町１丁目７番地、住民票上の住所名古屋市中川区中野新町１丁目７番地の１
破産者　舟橋　勝彦
1　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
2　一般調査期日　平成27年１月15日午前10時10分
平成26年10月９日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第２６４号
兵庫県西宮市浜甲子園３丁目７番５―203号、前住所兵庫県西宮市松山町２番29号
破産者　杉本　和彦
1　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
2　一般調査期日　平成26年12月24日午後２時
平成26年10月10日
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１０７号
和歌山県伊都郡かつらぎ町妙寺955―３、住民票上の住所和歌山県橋本市隅田町下兵庫94番地の３
破産者　池田　義彦
1　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
2　一般調査期日　平成27年１月19日午後１時55分
平成26年10月10日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第２２０号
和歌山県岩出市船戸1110番地１
破産者　株式会社ビッグワン
1　破産債権の届出期間　平成26年11月10日まで
2　一般調査期日　平成26年12月22日午後１時35分
平成26年10月10日
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第４２２号
堺市南区原山台４丁８番１―101号
破産者　篠田　茂樹
1　破産債権の届出期間　平成26年11月13日まで
2　一般調査期日　平成26年12月15日午前10時30分
平成26年10月９日
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４０号
新潟県長岡市希望が丘南６丁目13番地39、前住所新潟県長岡市希望が丘南６丁目16番地９トモエ荘３号室
破産者　山崎　裕幸
1　破産債権の届出期間　平成26年11月21日まで
2　一般調査期日　平成27年１月16日午前11時20分
平成26年10月10日
新潟地方裁判所長岡支部破産係

破産債権の特別調査期日

平成２５年（フ）第２７号
仙台市青葉区落合２丁目６番７―605号、前住所秋田県北秋田市栄字中綱59番地３
破産者　木村　　博
特別調査期日　平成26年11月27日午後２時30分
平成26年10月９日　秋田地方裁判所大館支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２６年（フ）第２６７号
岐阜県郡上市八幡町稲成127番地29
破産者　郡上石油商店こと　猪俣　勝巳
免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
平成26年10月10日　岐阜地方裁判所

平成２６年（フ）第２６８号
岐阜県郡上市八幡町稲成127番地29
破産者　猪俣　勝孝
免責意見申述期間　平成26年12月８日まで
平成26年10月10日　岐阜地方裁判所

免責審尋期日

平成２６年（フ）第７８９９号
東京都足立区花畑４丁目25―５
破産者　山城　芳明
審尋期日　平成26年12月15日午前10時
平成26年10月７日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成２６年（ヒ）第１号
茨城県土浦市真鍋６丁目25番１号
清算株式会社　株式会社茨城県南自動車センター
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
水戸地方裁判所土浦支部

平成２６年（ヒ）第２０４７号
東京都中央区日本橋本町３丁目11番５号
清算株式会社　株式会社ＬＦＳ
1　決定年月日　平成26年10月８日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２６年（ヒ）第４号
長野県上伊那郡飯島町田切2713番地１
清算株式会社　株式会社長野ミツバ
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
長野地方裁判所伊那支部

特別清算協定認可

平成２６年（ヒ）第２０６０号
東京都港区海岸１丁目４番22号
清算株式会社　株式会社ＳＳＩ
1　決定年月日　平成26年10月９日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。
2　協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
3　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合においては、協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
以上
東京地方裁判所民事第８部

再生手続開始

平成２６年（再）第４７号
東京都台東区上野１丁目11番９号
再生債務者　株式会社坂口商会
1　決定年月日時　平成26年10月６日午後４時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成26年11月４日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成26年12月８日から平成26年12月15日まで
東京地方裁判所民事第20部